平成２３年（フ）第１３０７０号
東京都世田谷区世田谷１丁目43―11　グラン世田谷Ｂ
破産者　棚田　俊江
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０７１号
東京都世田谷区豪徳寺１丁目２－４　田中アパート６号
破産者　棚田　好政
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０９０号
東京都目黒区碑文谷３丁目19番８号
破産者　ＫＯＳＣＯ株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１０６号
東京都中央区八丁堀３丁目17番16号
破産者　株式会社ビービック
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１０９号
東京都品川区小山３－８―16　パートナムハウス１階、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区東日本橋２丁目22番２号
破産者　有限会社匠建
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１１０号
東京都世田谷区代沢４丁目33―12―401
破産者　益田　穂積
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７８号
東京都足立区入谷４丁目５番２―101号
破産者　株式会社谷中物流
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１７９号
東京都江戸川区臨海町３丁目４番１号
破産者　株式会社やなか
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３１８０号
東京都足立区入谷４丁目５番２―101号
破産者　株式会社ヤナカフーズ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２３２号
東京都江戸川区鹿骨２丁目37番２号
破産者　丸金自動車株式会社
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２３３号
東京都江戸川区鹿骨２丁目37―２
破産者　太田　欽也
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２４１号
千葉県柏市逆井２丁目32―２―302、開始決定時の住所千葉県松戸市六高台１丁目96―204
破産者　水越　保夫
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２９４号
東京都港区元赤坂１丁目１番16号
破産者　株式会社ライチャスインターナショナル
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２９５号
神奈川県鎌倉市二階堂802―７
破産者　押田　秀樹
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４１７号
東京都板橋区三園１丁目49―４　シャルマンＣ108
破産者　坂田　　明
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４２９号
東京都板橋区板橋１丁目42―５―405
破産者　富田　郁美
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５２号
東京都西東京市住吉町１丁目１―18―301
破産者　小河原万左廣
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４５５号
千葉県館山市北条591―７　南天荘Ｂ号
破産者　鈴木　靖人
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４６３号
東京都渋谷区本町１丁目45―８　サンエム本町ハウスＣ棟1003
破産者　長峰　政信
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４６４号
東京都渋谷区本町１丁目45―８　サンエム本町ハウスＣ棟1003
破産者　長峰久美子
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４７０号
東京都板橋区大山東町55―３―307
破産者　曽雌　晶教
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部